

昭和58年8月18日以降に他の市町村へ転出した人で転出先の市町村の選挙人名簿に登録されていない人は月潟村で投票することができますが、投票所入場券は、転出先へ送付しませんのでご了承下さい。もし、入場券が届かなかつたり、なくした場合でも選挙権があり選挙人名簿に登録されている人は投票でありますので、投票所で係員に申し出て下さい。

又、あなたの投票所は入场券に記載してある投票所です。それ以外の投票所では投票できません。

◎ 代理投票

について

字を知らない方、けが等で字の書けない方は、投票所で係員に申し出て下さい。投票の秘密は固く守られますので、安心して申し出下さい。

※ くわしいことは選挙管理委員会へお問い合わせ下さい。

◎ 不在者投票

について

選挙当日(12月18日)、都合の悪い方や病気の方など当日投票所で投票できない方は、投票日の前日までに不在者投票をすることができます。

◎ 開票について
開票は即日開票とし、時間及び場所は次のとおりであります。

・ 時間 午後7時30分
・ 場所 月潟村役場

◎ 最高裁判所

裁判官の国民審査について

不在者投票のできる病院(施設)に入院(入所)中の人は、その病院等で不在者投票ができますから病院長等に申し出ると、本人に代って投票用紙等の交付請求の手続きをしてくれますので病院等におたずね下さい。又、身体に重度の障害がある人も選挙権が行使できよう、「郵便による不在者投票」制度があります。ただし、郵便による不在投票することができる人は必ず選挙管理委員会から

「郵便投票証明書」の交付を受けることが必要です。申請手続等くわしいことは選挙管理委員会へおたずね下さい。

政治の主役はあなたです!

